

日程：2023年3月31日までの毎日（施設の休業日を除く）

最少催行人員：2名様

添乗員：同行いたしません

利用交通機関：ブリュータクシーほか（丸亀タクシー組合会員各社）普通車

【お申込について】

利用日の1週間前までに観光協会WEBサイト内専用ページよりお申し込み

【行程について】

コースの変更は原則お受けできません。当日の時間延長は運転手とご相談の上、既定の時間制運賃のお支払いが必要です。

【お支払について】

事前にお支払が必要です（クレジットカード・コンビニ払い）

受付後7日以内または利用日3日前までのどちらか早い日程にてお支払ください。支払期日までにお支払のない場合は予約取消となる場合があります。

【当日の受付について】

ご参加当日、各施設の利用引換券をお渡します。JR丸亀駅構内の「丸亀市観光案内所」にて受付をお願いいたします。かがわ割の適用を受ける方は身分証明書・ワクチン接種済または陰性証明書をご提示のうえ、かがわ割クーポンをお受け取り下さい。早朝出発の場合は前日のお受け取りが可能です。

国内傷害保険加入のすすめ
安心して旅行いただくため、お客様ご自身で保険に加入されますよう、おすすめします

1人泊(1回)当たり

ご旅行代金の20%を補助!

①交通付宿泊旅行商品:上限5,000円/泊
②上記以外(日帰り旅行含む):上限3,000円/泊・日
旅行代金の20%または上限金額のいずれか低い方が適用されます。

地域クーポン(電子クーポン)
1人泊(1回)当たり

平日 **2,000円** 土日 **1,000円**

対象となる旅行は、「平日:旅行代金3,000円以上」「休日:旅行代金2,000円以上」に限ります。

「新うどん県泊まっかがわ割」事務局

- ・キャンペーンの適用を受ける場合は、ワクチン接種済（ワクチン3回以上接種済）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による陰性の検査結果を提示することが参加の条件となります。
- ・条件を満たさなかった場合、本キャンペーンの補助金適用及びクーポン配布はいたしかねます。
- ・取消料発生の際は割引前の代金を基準にして計算されます。尚、取消料に対してキャンペーンの補助金は充当できません。
- ・複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさなかった場合、条件を満たしている方のみ補助金の適用及びクーポン配布の対象となります。

【新型コロナウイルス対策】

- 係員は出発前に体調確認を行い、発熱や感染の疑いがないことを確認の上、参加中はマスクを着用します。
- 利用運送機関・食事場所・観光施設等は事前に適切な感染防止対策をとっていることを確認しています。
- 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またその可能性が大きい場合には催行決定後でも旅行の実施を変更または中止する場合がございます。

【お客様へのお願い】

- ご旅行当日、発熱や感染の疑いがある場合は、旅行参加をご遠慮いただきます。（この場合所定の取消料が発生いたします）。
- 参加中はマスクの着用、手指の消毒等の感染対策をお願いいたします。

【お申し込みのご案内】

お申込みの前に必ず旅行条件書(全文)をお読みください。

■**募集型企画旅行契約** この旅行は一般財団法人丸亀市観光協会が企画・募集し実施する旅行であり、お客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。この書面は、旅行業法第十二条の4による取引条件説明書面であり、旅行業法第十二条の5により交付する「契約書面」の一部になります。

■**旅行のお申し込みと旅行契約の成立** 当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
10,000円未満	2,000円以上
10,000円以上	旅行代金の20%以上

20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。ご参加にあたって当協会の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

■**お客様による旅行契約の解除** 以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
10日前に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

■**旅行代金に含まれるもの** 旅行日程に明示した運送機関の運賃、食事代、観光料金、旅行取扱料金及び、諸税、サービス料金

■**特別補償** 特別補償規程で定めるところにより、募集型企画旅行参加中に生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

■**当協会の責任及び免責事項** 当協会が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただしお客様が以下の事由により損害を受けられた場合は、当社は責任を負いません。

●天災、気象状況、暴動、又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行中止 ●運送、宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ●官公庁の命令、または伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難 ●運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮

■**個人情報の取扱について** 当協会は、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行に関して旅行サービスの手配、諸手続きのため、保険手続きのため、当協会のサービス、キャンペーン情報の提供、情報提供のため、旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、統計資料作成のために利用させていただきます。

■**その他** このパンフレットは、2023年1月1日を基準として作成しております。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施：香川県知事登録旅行業 地域-257号

一般財団法人 丸亀市観光協会

総合旅行業務取扱管理者：西宇絵理

所在地：香川県丸亀市新町6番地2 TEL：0877-22-0331

旅行実施可能区域：丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・多度津町・まんのう町